

消防吏員の色覚検査に係る今後の対応

1. 調査（全消防本部に実施）の結果概要

- 採用試験における色覚検査等の実施状況
 - 検査(石原色覚検査表等。診断書提出含む。)実施 376 本部(51.4%)
 - 簡易検査(赤青黄三色の識別等)実施 20 本部(2.7%)
 - 運転免許の有無を確認 96 本部(13.1%)
 - 口頭で異常の有無を確認 6 本部(0.8%)
 - 検査未実施 234 本部(32.0%)
- 色覚異常を有する職員の有無
 - 色覚異常を有する職員がいる 133 本部(18.3%)
 - 色覚異常を有する職員がいない 322 本部(44.4%)
 - 色覚異常を有する職員の有無が不明 271 本部(37.3%)
- 色覚異常に起因する消防業務への支障の有無
 - そういったことがあったと考える 8 本部(1.1%)
 - うち4本部でヒヤリハット事案の報告(運転等)
いずれも配置転換等の人事上の配慮などで対応
運転免許を所有していても、ヒヤリハットの可能性
 - そういったことがなかったと考える 721 本部(98.9%)
 - その理由として、225 本部が「あらかじめ採用時に色覚検査・簡易検査等を実施」、433 本部が「色覚による支障等があったという報告を受けていない」を選択
- 消防業務の現場において色で見分けることの重要性

	割合	平均点
1) 危険物を保管するボンベの色	82.0%	4.50 点
2) 炎や煙の色	86.3%	4.61 点
3) トリアージタグの色	81.3%	4.49 点
4) 傷病者の顔等の色(皮膚等)	86.2%	4.62 点
5) 出血等の状況(尿、便等)	83.9%	4.53 点
6) 信号機の色	86.3%	4.71 点

*各項目について、1点(全く重要だと思わない)、2点(あまり重要だと思わない)、3点(どちらとも言えない)、4点(重要だと思う)、5点(非常に重要だと思う)のうちから一番近い考えのものを選択。「割合」は、4点以上を選択した割合。
- 色覚検査の必要性
 - 「採用試験において色覚検査をし、完全に正常な色覚であることを条件とすべきだ」 25 本部(3.4%)

2. 対応

○ 技術的助言として、色覚検査について次の方針を通知する

＜雇入れ時の色覚検査の義務付け廃止の趣旨＞

- **雇入れ時の健康診断における色覚検査の義務付け**については、色覚異常についての知見の蓄積により、**色覚異常と判別される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能**であることが明らかになってきていること、さらに色覚異常と判別される者について、**業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られること**等から、労働安全衛生規則の改正により、**廃止されたこと**
- 一方で、同時に発出された厚労省通知においては、「本改正は、**各事業場における個別の必要性に基づく自主的な取組みとしての色覚検査の実施を禁止するものではないが**、改正の趣旨にかんがみ、職務に必要とされる色の識別能力を判断する際には、**各事業場で用いられている色の判別が可能か否かの確認を行う等にとどめることが望ましい**」とされていること

＜色覚の状況把握の必要性＞

- **消防業務では色が重要な判断要素**となる場合もあり、ヒヤリハット事案も見受けられたことから、**吏員の色覚の状況を的確に把握しておくことは重要**
- 本人の自覚と周囲のサポート等により**事故の未然防止等**につながることも期待できるため、採用試験で検査しなくても、**最終合格発表後にあらかじめ状況把握することは必要**

＜採用試験で色覚検査を行う場合の留意事項＞

- **採用試験における色覚検査**については、**厚労省通知の内容を踏まえ、当該消防本部の規模や職員配置の状況等を考慮し、各消防本部等において、その実施の必要性を検討すること。**その上で、**採用試験で色覚検査を行う場合には、検査の実施及びその結果の取扱いについて、消防業務への支障の有無を確認し、判断するための必要最小限のものとするべき**
- その際、軽度な色覚異常を有しつつも、消防業務を適切に遂行している消防吏員も少なくないことに十分留意すること
- 採用要件として、**完全に正常な色覚を求めることは適切ではない**

<色覚検査の手法>

- 色覚検査の手法としては、**石原色覚検査表**によりスクリーニングを行い、**パネル D-15**により、**異常の程度を判定**するという手法が広く用いられている

○ **通知発出後に全国で説明会を実施**

消防本部の規模のばらつきについて

規模別消防本部数

